

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

国民年金には免除制度があります



20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は公的年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。しかし、経済的に保険料納付が難しい場合、免除・猶予される制度があります。

※免除・猶予をご希望の方は毎年申請が必要になります。※学生納付特例制度は、4月が申請開始月になりますのでご注意ください。

学生納付特例制度

4月から翌年3月を1年度とし、学生本人の前年所得に基づき保険料納付が猶予されます。

特例を受けられる所得のめやす

所得が118万円+(扶養親族等の数×38万円) 以下の場合。

手続に必要なもの

年金手帳、在学期間がわかる在学証明書、又は学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し、認め印

保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料納

雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料納付が猶予されます。納付猶予となる所得のめやす

手続に必要なもの

年金手帳、本人が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

未納のままならどうする

障害や死亡等の不慮の事態が発生したとき、障害年金・遺族年金が受けられない場合があります。老齢年金を将来的に受けられない場合があります。

問合せ先

市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎23922

国民健康保険の手続はご自分で!



◎学生用の保険証
下田市外に住所を変更する学生のために、学生用の保険証を交付しています。該当する方は申請してください。既に学生用の保険証を持っている方も、毎年4月に更新の手続が必要です。学生でなくなった場合は速やかに届出をお願いします。

～国民健康保険の手続チェックリスト～

<input type="checkbox"/> 他市区町村から転入した →加入手続(必要な物:身分証明書)	<input type="checkbox"/> 他市区町村へ転出する →脱退手続(必要な物:国保保険証)
<input type="checkbox"/> 職場の保険をやめた(扶養含) →加入手続(必要な物:職場の保険をやめた証明書)	<input type="checkbox"/> 職場の保険に加入した(扶養含) →脱退手続(必要な物:国保と職場の両方の保険証)
<input type="checkbox"/> 大学などの進学のために転出する →切替手続(必要な物:国保保険証、学生証等)	<input type="checkbox"/> 保険証をなくした →再発行手続(必要な物:身分証明書)

※年金の手続が必要になる場合もありますので、年金手帳もお持ちください。また、すべての手続において認め印が必要になりますのでご注意ください。

問合せ先

市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎23922

犬の登録と狂犬病の予防注射をお忘れなく



市では、次の日程で登録と集合注射を行います。

法律で定められている犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着用させた上で、ご来場ください。

※生後91日以上の犬を飼育している方は、犬の登録(生涯1回)と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律により義務付けられています。

日程	場所	時間
4月8日(水)	板戸区集会所	9:30~9:50
	原田区駐車場	10:10~10:40
	外浦区集会所	11:00~11:20
	柿崎公民館	13:00~13:30
4月9日(木)	蓮台寺公会堂	9:30~10:00
	河内公会堂	10:15~10:45
	稻生沢公民館	11:00~11:30
	本郷公民館	13:00~13:30
	中(なか)公民館	13:40~14:00
4月10日(金)	田牛バス停	9:30~9:45
	朝日公民館	10:00~10:40
	大賀茂公会堂	11:00~11:40
	市民文化会館駐車場	13:30~15:00
4月13日(月)	落合岡崎サイクリングステーション	9:30~9:45
	須原区民会館	10:00~10:20
	基幹集落センター	10:35~11:10
	北湯ヶ野集会所	11:30~11:50
	横川・千代田屋前	13:40~14:00
	加増野バス停	14:15~14:30

集合注射での注意事項

お住まいの地区に関係なくどの会場でも受けられます。お釣りのないようにご用意ください。

逃走等を防ぐため、首輪やリードをしてください。

犬を制御できる方が、会場に連れてきてください。

犬のフンの後始末をしてください。

会場で注射が困難な犬(嘔み癖がある犬等)や、期間中に行けない場合は、動物病院等で予防注射を受けてください。

雨天でも実施しますが、警報発令や災害等により、事前通知することなく中止する場合があります。

動物病院で受ける場合

愛犬手帳、案内はがきを持参の上、予防注射を受けてください。

市内の動物病院(下田動物病院・宮川動物病院)と、近隣の獣医師会加入病院(南伊豆動物病院)では、予防注射を受けた場合「狂犬病予防注射済票」の同時交付を行っています。

注射済票が交付されない市外の病院で接種した場合は、

環境対策課(清掃センター内)に注射済証明書、注射済票(骨型のマーク)の交付を受けてください。この交付を受けないと手続完了となりません。

※その他、犬の死亡や登録内容に変更が生じたときにも届出が必要です。

※病気等により注射ができない場合は、動物病院が発行した注射猶予証明書を環境対策課(清掃センター内)へ提出してください。

犬を放し飼いは いけません!

家では外へ逃げ出さないように飼ひ、散歩中は必ずひも(リード等)を付け、放さないようにしましょう。小型犬であっても、犬が苦手な人にとっては、放し飼いの犬は恐

問合せ先

環境対策課(清掃センター内) ☎22213

